

田上町暮らし応援リフォーム補助金 Q & A

1. 補助対象者に関すること

Q1-1	申請者は誰になりますか？
A	補助対象者の条件を満たしている方で、リフォーム工事の契約者が申請者となります。
Q1-2	居住している家のリフォーム補助を申請したいが、家の所有者は親になっている。実際に居住している子を申請者とすることができますか？
A	申請者とすることができます。ただし、親子関係が分かる書類（住民票等）と同意書等が必要です。
Q1-3	補助対象事業を申請後に田上町に住民票を異動する場合は対象となりますか？
A	住民票異動日が実績報告時までの場合に限り、対象となります。
Q1-4	所有者が高齢者福祉施設に入所しており、リフォームする住宅に居住していない場合、実際に居住している子を申請者とすることができますか？
A	申請者とすることができます。ただし、親子関係が分かる書類（住民票等）と同意書等が必要となります。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1	賃貸住宅や社宅は対象となりますか？
A	対象となりません。自らが居住するために所有する一戸建て住宅が対象となります。
Q2-2	同じ敷地内に子供が所有する別棟がありますが、母屋とそれぞれに申請できますか？
A	土地や建物等によって取り扱いが異なりますので、地域整備課（電話：0256-57-6223）までお問合せください。
Q2-3	店舗兼住宅の場合は補助金を受けることはできますか？
A	補助金を受けることはできます。ただし居住部分のみ補助を受けることができます。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1	新築工事は対象となりますか？
A	新築工事は対象となりません。ただし、田上町マイホーム取得支援補助金で対象となる場合があります。詳しくは、ホームページをご覧になるか地域整備課（電話：0256-57-6223）までお問合せください。
Q3-2	現在工事中ですが、申請できますか？
A	既に実施中の工事や契約済の工事は、申請できません。
Q3-3	工事はいつから着手できますか？
A	工事着手前に交付申請を行い、交付決定の通知日以降に工事に着手してください。
Q3-4	住宅（母屋）とは別棟の倉庫を改修して、居住スペースとする場合、対象となりますか？
A	対象となります。
Q3-5	建築業を営んでいるので、自分でリフォーム工事を行う場合は対象になりますか？
A	対象となりません（世帯員が経営する法人にて施工する場合も対象となりません）。法人又は個人の業者と、工事請負契約を締結する必要があります。
Q3-6	対象工事と対象工事外工事がある場合、見積書や契約書等を分ける必要がありますか？
A	分ける必要はありませんが、内訳がわかるようにしてください。
Q3-7	他の補助金との併用はできますか？
A	本補助金の補助対象となる工事と重複する場合は対象となりません。異なる工事箇所であれば他の補助金を利用することができます。他の補助金を利用する場合は、それぞれの補助金を利用する部分が見積書に明記してください。
Q3-8	申請時に補助対象外となった工事があるが、その場合、実績報告時は補助対象工事分のみの報告でよいのでしょうか？
A	補助対象外になった部分も含めて、申請時に総工事費とした工事は全て施工し、完了後に実績報告をしてください。
Q3-9	車庫や物置は対象となりますか？
A	対象となりません。ただし、補助対象工事と一括発注の場合は対象となります。
Q3-10	補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費用は対象となりますか？
A	補助対象のリフォーム工事に伴い生じる撤去費用は対象となります。

Q3-11	複数の業者による工事は対象となりますか？
A	町内施工業者が施工する工事は対象となります。申請にあたっては、複数の工事見積書をまとめた上で、申請してください。なお、田上町外の施工業者が施工する部分は、補助の対象となりませんので、対象工事から除外した上で申請してください。
Q3-12	店舗などとの併用住宅をリフォームする際に屋根や外壁等をする場合はどこまで対象となりますか？
A	居住する部分のみ対象となりますので、床面積等の按分により算出してください。 $\text{居住部分床面積} \div \text{延床面積} \times \text{工事費} = \text{対象工事費}$ (例： 屋根の葺替工事費 100万円 延床面積140㎡ 居住部分床面積70㎡ 対象工事費：70÷140×100=50万円)

4. 手続きについて

Q4-1	制度の詳細や、必要書類はどこでもらえますか？
A	田上町地域整備課窓口又は田上町ホームページからダウンロードしてください。
Q4-2	リフォーム工事概要書の工事内容はどのように書けばよいですか？
A	工事ごとに書いてください。また、他の補助金や対象外の工事等があれば、別途記載してください。
Q4-3	リフォーム工事概要書の施工業者欄はどのように記載すればいいか？
A	見積をとった施工業者をすべて記載してください。
Q4-4	申請書の受付は、先着順ですか？
A	先着順に受付します。
Q4-5	書類に押す印鑑は？
A	認め印で構いません。ただし、書類全てに同じ印鑑を使用してください。
Q4-6	工事内容を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか？
A	工事内容に変更が生じた場合は、その工事を始める前に、「田上町暮らし応援リフォーム補助金事業変更承認申請書」に関係書類を添えて町に提出し、承認を得てください。
Q4-7	交付決定を受けましたが、リフォーム工事を中止したい場合は、どのような手続きが必要ですか？
A	「田上町暮らし応援リフォーム補助金事業中止届出書」による取下げ手続きが必要となります。中止する場合は、まず、地域整備課までご連絡ください。

5. その他

Q5-1	町内の施工業者を教えてください？
A	地域整備課までお問合せください。
Q5-2	補助金はいつ振り込まれますか？
A	施工業者への支払いが完了後、請求書をいただいてから概ね1か月で支払われます。
Q5-3	補助金は、上限額以内であれば、何回でも申請できますか？
A	1戸あたり1回のみです。 1回目の申請で上限額に達していない場合でも2回目の申請はできません。
Q5-4	申請してからどのくらいで交付決定がでますか？
A	申請してから概ね2週間で交付決定を行います。

問い合わせ先：地域整備課 施設整備係 TEL:0256-57-6223